

平成 28 年 9 月定例総会

小値賀町農業委員会総会議事録

平成 28 年 9 月 28 日（水）

午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分

小値賀町役場 3 階第 4 会議室

小値賀町農業委員会

平成 28 年 9 月定例 小値賀町農業委員会総会議事録

1. 開催日時：平成 28 年 9 月 28 日（水） 午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分
2. 開催場所：小値賀町役場 3 階第 4 会議室
3. 出席委員：（16 人）

会長 松口政之
会長職務代理者 1 番 松山多作
委員 2 番 近藤良治 3 番 辻 勉 4 番 松永一誠
5 番 吉田英章 6 番 宮崎 幸二 7 番 迎 広子
8 番 土川浩子 9 番 北野 長義 10 番 下山勝宏
11 番 筒井正美 12 番 近藤 茂樹 13 番 吉永信義
14 番 大久保勉 15 番 小崎八郎治 16 番 木村吉照
17 番 前田 猛

4. 欠席委員：4 番 松永一誠委員 5 番 吉田英章委員

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名について 7 番 迎広子委員 8 番 土川浩子委員
- 第 2 議案第 14 号 農業委員会委員の辞任同意について
- 第 3 議案第 15 号 利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断について
- 第 4 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく賃借権の合意解約について
- 第 5 その他

- ・研修について
- ・農業者と農業委員の意見交換会について
- ・平成 28 年 10 月の予定について
- ・その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 中村 慶幸
書記 神崎 健司

7. 議事参与制限 なし

8. 会議の概要

事務局長：みなさん、こんにちは。

全委員：こんにちは。

事務局長： 定刻となりましたので、ただいまより、28 年 9 月の小値賀町農業委員会定例総会を開催いたします。

本日の欠席は、松永委員、吉田委員の 2 名です。

出席委員は 18 名中 16 名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会長にあいさつをお願いいたします。

松口会長：みなさん、こんにちは。

全委員：こんにちは。

松口会長：これから一週間ほど雨マークが付いていますが、17号の台風も台湾の方に行ったかと思いますが、18号がこちらの方に向いているそうです。牛市辺りに影響がなければと思います。19号のたまごも発生しているようではございますが、今後影響が出ないように願いたいと思います。それでは、始めたいと思います。

日程第1 会議録署名委員の指名について、議題とします。私に一任できますでしょうか。

全委員：異議なし。

松口会長：ありがとうございます。7番 迎広子委員、8番 土川浩子委員をお願いします。

続きまして、日程第2 議案第14号 農業委員会委員の辞任同意について議題とします。事務局より説明をお願いします。

神崎書記：それでは議案第14号について説明いたします。松永一誠（かずのり）委員より、事前にお配りしたとおり、辞職報告の提出がありました。

みなさんご存じのとおり、今年の4月1日から改正農業委員会法が施行され、団体推薦であがってきた委員が任期の途中で辞職した場合、新たな体制、つまり小値賀町では、29年の7月19日までは欠員という状況でいかなければいけないということになっております。このことについては農業会議にも確認をとっております。

今回松永委員は身体に障害を生じ、8月31日付で農協本店に辞職願を提出して、9月16日に開催された農協の理事会において報告されて既に農協の監事を辞職しております。また、現在も福岡の病院への入退院を繰り返しており、農業委員としての活動も難しいという状況でございます。農業委員会等に関する法律第13条では、農業委員会の委員は正当な辞任の理由があるときは、農業委員会の同意を得て委員を辞任することができるとなっております。農業委員会の同意は、農業委員会総会の議決、すなわち辞任申出者を除く総会出席委員の過半数の賛成によって認められることになっております。以上で説明を終わります。

松口会長：事務局から説明がありましたが、私達あてに手紙も来て、皆さん読んでもらっているかと思えます。それでは、辞任の同意についてご異議はございませんか。

全委員：異議なし。

松口会長：ありがとうございます。委員の辞任同意について松永委員の辞任を認めることに決定いたします。

続きまして、日程第3 議案第15号 利用状況調査・荒廃農地調査に係る農地・非農地の判断について、議題とします。事務局より説明をお願いします。

神崎書記： それでは議案第15号をご覧ください。今回は柳地区及び中村地区の一部の荒廃農地に対して非農地の判断を審議いただきたいと思います。生憎の雨で、今回は現地周りが出来ませんでした。代わりに航空写真を印刷しましたので、それをもとにご判断いただければと思います。

柳地区の対象農地は別紙記載のとおり86筆、面積が56,002㎡で、現地については林地化した状況であります。

また中村地区の対象農地は1筆、面積が257㎡で現地は原野化した状況であります。以上87筆、56,259㎡です。なお中村の対象農地は、学校の下になります。前に亡くなられた●●●●さんの宅地と、△△△△さんの宅地の間に△△△△さん名義の畑があります。今、△△△△さんの宅地に、□□□□さんという女性の方が住むようになっています。
以上で、議案第15号の説明を終わります。

松口会長： ただいま事務局より説明がありましたが、地元の前田委員からは何かありませんか。

前田委員： 現場確認はしています。本人さんの方も農業はしていませんでしたし、現況も見てのとおり荒れ地ですので、この場所についての異議はないと思います。よろしくお願いいたします。

神崎書記： この農地は、農業振興外になっています。

松口会長： 対象農地は、前回の笛吹の中上に似た状態です。面積についても2.5aで、周りの農地に影響を与えることはないようでございます。本来なら、現地確認で判断するところではございますが、今回は航空写真での確認になっております。これまで、地区担当の委員さんが状況調査で調べてきた農地でございますので、間違いはないかと思っております。この件については非農地判断して非農地通知を出すということによろしいでしょうか。

全委員： 異議なし。

松口会長： ありがとうございます。続いて、日程第4 報告第2号 農地法第18条第6項の規定に基づく賃貸借権の合意解約について、議題とします。事務局より説明をお願いします。

神崎書記： それでは報告第2号をご覧ください。

申請地の所在は、浜津郷字立毛1521番の畑で面積が2,140㎡です。

貸人は●●●●●で、借人は福岡県△△△△在住の△△△△さんです。解約面積は2,140㎡で、解約の期日は平成28年7月13日です。

解約の理由としては、浜津の□□□□さんが●●●●●●に中間管理事業で貸していたがハウスを△△△△さんに転貸していましたが、△△△△さんが農業をリタイヤし、島外転出したため今回解約したものです。この契約は平成23年11月2日に10年間の契約を締結していました。以上で報告第2号の説明を終わります。

松口会長：使用料はわかりますか。

神崎書記：3,000円だそうです。

松口会長：この件につきましては、本人が出郷しています。お互いの合意ということですので、何ら問題はないかと思いますがいかがでしょうか。

全委員：異議なし。

松口会長：この件についてですが、柳や浜津辺りでアスパラが収穫できる状態でそのまま置かれているのですが、どなたか作る方はいないですか。

前田委員：今は、放置した状態ですね。

事務局長：●●●●が管理はしています。

松口会長：●●●●もいつまでも管理は出来ないでしょうから、どなたか作る方がいれがばいいのですが・・・

下山委員：浜津は××××君がしていないですか。

松山委員：雇われて採ってもらっています。

事務局長：担い手に雇われてしています。

松口会長：今は、手も何もいらなくてそのまま継続して出来る状態です。しかし、賃借権をどのくらいしているかがわかりません。

松山委員：最初は、□□□□さんから借りてそれから書き替えているのでしょうか。最初は本人同士でしていたと思います。

松口会長：本人同士ですか。担い手が入っていたと思います。

松山委員：最初から入っていたのですか。

神崎書記：中間管理で貸したと書いていました。

松山委員：中間管理はあとから入っているのです。

下山委員：中間管理はあとから入っているのです、それ以前のことと思います。

松口会長：以前も公社が、補強などしていると思います。

辻委員：やり直ししているはずです。

松山委員：真ん中から半分半分に補強していると思います。

前田委員：120mをですか。

松山委員：アスパラを植える前は、小さいユンボ（ショベルカー）で穴を掘っていました。

松口会長：中間管理事業の前は、円滑化事業で整備をして貸し与えたと思います。

松山委員：それから借り変えたのでしょうか。

松口会長：それがあまりにも、使用料が高ければ借りる人もいないだろうし。

前田委員：それこそ、本人と交えての賃貸と思います。

松口会長：□□□□さんと中間管理機構との契約なので、賃貸借でしているか使用貸借でしているか、恐らく賃貸借と思いますが、それがいくらで設定されているかですね。

前田委員：研修生はいないのですか。

松口会長：その研修生が、アスパラをするのかトマトをするかで違いますし。

事務局長：今の現役の研修生は、トマトが1人と畜産が2人です。

前田委員：研修生がいれば、こういう状況なのでアスパラをしてほしいと言えると思います。

松山委員：アスパラをする人は△△△△さんだけでした。1年間は生産農家に入ったりしていました。公社自体ではあまり働いていないと思います。

下山委員：私もその話はよくわかりません。

松口会長：研修が終わった時点では、収穫できる状態にしていると思います。

前田委員：反当たり3,000円ならば、そこまで手はかからないですね。

松口会長：面積は一反いくらでしたね。

神崎書記：一反四畝です。

松口会長：素人ではなかなかできることではなく、ある程度、知識を持った人がいいですから。

松山委員：今が一番出ているそうです。

前田委員：研修生でもやる気があって、アスパラでもいいと言うならばそれをさせながら、そこで研修させればいいと思います。

松口会長： 公社の方でも探すと思いますが、みなさん方も話をして引き継ぎ出来る人がいれば、公社の方に申し出てもらえたらと思います。この案件はお互いの合意ということですので、何ら問題はないかと思いますがいかがでしょうか。

全委員：異議なし。

松口会長： ありがとうございます。続きまして、日程第5 その他について事務局より説明をお願いいたします。

神崎書記： それでは、その他についてです。

まず視察研修についてです。事前にお配りした行動予定表に沿って、今回は佐々のオレンジ観光をお願いしています。日程が11月24日の朝のフェリーで小値賀を出て、中型のバスに乗って大分の方に行きます。この日は大分に泊まって、次の日に視察箇所として、大分の株式会社東山パレットさんと現在話を進めさせてもらっているところです。⑥のところに書いていますが、平成25年6月に設立し、農家の高齢化や後継者不足、耕作放棄地などの問題を解決して、地域活性化を目指そうと地域住民が出資して設立されています。いろいろ事業があり、農地の預かり受けや、担い手公社と似ているところもあり農産物加工・農村レストランの開設などあります。ここの社長が、別府市の農業委員さんでもあります。ここを出たら佐世保の方に行って、次の日の朝の高速かフェリーで帰る形になります。

つきましては、秋の行楽シーズンで人数を早めに確定させてほしいということでしたので、みなさんのご都合をお伺いしたいと思います。今回の研修に参加できない方はいらっしゃいますでしょうか。

松口会長： その時に緊急で参加できない時は仕方ないと思いますが、全員参加でよろしいでしょうか。

全委員：はい。

神崎書記： ありがとうございます。高速船のことなどもありますので、また近まったら、一人ひと

りご連絡をとりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

松口会長：ホテルが空いているかなど、事務局に任せてもよろしいでしょうか。

全委員：はい。

神崎書記：次に、農業者と農業委員会の意見交換会の日程調整です。年に一回開催するようになって
いる意見交換会ですが、今年は1月までに開催しなければいけないということで、みなさん
のご都合を伺いたいのですが、いつごろがよろしいでしょうか。1月までに開いて、2月ま
でに報告となっています。なるべく、みなさんが集まりやすい時がいいと思いますが・・・
11月が来年の予算の編成時期でもありますので、できるのであれば11月上旬でもいいか
と思います。中旬になれば産業祭りと研修旅行があります。

松口会長：11月は県北協もあります。

前田委員：12月はどうですか。

松山委員：12月は総会が早くなるのですよね。10日前後にはしないといけないと思います。

近藤良治委員：1月でいいと思います。12月年末で忙しいです。

前田委員：12月前半でいいのではないのでしょうか。

近藤良治委員：去年もそう言って、1月にしたので。

松口会長：委員さんはいいと思いますが、相手の方にも合わせないといけないので。

前田委員：認定農業者だけ呼ぶのですよね。

神崎書記：だいたい認定農業者がメインですね。

前田委員：去年は、認定農業者の中に農業委員が何人もいました。

神崎書記：1月にしますか。

大久保委員：1月は集まりが続くので1月20日前後までは厳しいです。

松口会長：みなさんも忙しいので、先に総会をして交換会に入るなどして、できれば半日で終わらせ
られるようにすればいいと思いますので、調整をしたいと思います。よろしいでしょうか。

全委員：はい。

神崎書記：なるべく集まる回数が少なくなるように調整したいと思います。

次に、この前、近藤良治委員から新田のことで話がありました。その後、畜産担当の前田博謙くんも交えてから、新田の利活用について話し合いをしましたので、その報告を事務局長の方からお願いしたいと思います。

事務局長：新田の状況報告をします。新田を放牧場として利用するのは可能かどうかというところで、近藤委員の息子さんの●●さんと□□□□さんに畜産の方から話を持って行きました。希望として、●●さんの方は、グリーンロードに面した東側の一体が希望ということで、□□□□さんは、当初はしたくないという雰囲気があったみたいですが、最終的には経崎山の北東部周辺で出来ればという希望がございました。この問題は、みなさんもご存知の通り遺跡のことがあります。新田のグリーンロードの脇は区域に入っていますが、教育委員会が県に出している管内図というのがありまして、その管内図を見てみると線を引っ張っているだけで区域がはっきりわからない状態でした。今、教育委員会を通して範囲の確認をしているところが今の状況です。ただ、アゼ1つとっても文化財保護上の埋蔵文化財にあたるということで、その区域に入っていれば、基本的に調査をかけないといけないと、教育委員会サイドの話がありスムーズに話が進むということは、不透明な状況です。産業振興課サイドから見ると、遺跡といいながら葦竹が繁茂して、アゼもよくわからない状況になっている中でどうにかならないかなという思いもあります。出来るだけ活用できるようにしたいということ、広くとらえているとなかなか物事が進まないというのは近藤委員のご指摘通りと思います。活用できそうなゾーンと活用が厳しいというゾーンと設定をしながら、そこが文化財の部分でクリアーできるように考えていければと思っています。以上です。

前田委員：だいたい利用する場所で、文化財に登録しているのは除去されないのですか。

事務局長：埋蔵文化財として出ている部分は、法律上、アゼ1つとっても埋蔵文化財になるそうです。絶対に活用できないということではないです。条件が、調査をして遺跡の範囲を確定した上で、遺跡を盛り土のように包んで壊さなければいいそうです。それを、額面通り受け止めなければならないというのがあります。先ほども言ったように、文化財といいながら葦竹が繁茂していて、アゼもわからない状態にしているのかということもあります。

前田委員：私もそう思います。

近藤茂樹委員：放牧は、農業用地で出来るのですから、別に文化財は関係ないと思います。

松口会長：それはアゼが関係あります。牛を入れたらアゼがなくなります。昔もありましたが、3枚を1枚にまとめるというのが、簡単にできないということです。

前田委員：今のよう、葦竹にしてほっといても利用できないと思います。

松山委員：実際、アゼがどうなっているかわかりません。

前田委員：新田を利用するとなると、ある程度大きな溝を掘って、中に水が流れるようにしないと恐らく埋まって上手くいかないと思います。

近藤茂樹委員：結構、陸地化になっているので、そのままほっといていけば地面も上がると思います。

松口会長：経崎の山は長寿寺の所有になるのですね。

神崎書記：はい、そうです。

松口会長：それでは、許可をもらわなければ出来ないのですよね。

事務局長：墓もありますよね。

前田委員：あの墓は、クジラ供養のではないですか。

松山委員：当たり前前の墓だと思います。見られるようになっているので。新田を開拓する時の墓ではないですか。

近藤良治委員：田んぼの上にそういうところがあります。

松口会長：山の畑は、石垣積みになっていました。

前田委員：山の下に、開懇地が一重通りに田より一段高くなって池の方まで繋がっています。

松口会長：家が建っていた時のように、石垣が真四角になっています。

松山委員：私たちが子供の時は、松の木も小さかったです。

近藤委員：新田の稲は、あそこに干し上げていました。

松口会長：経崎山を長寿寺から借りられれば、グリーンロードから田の淵をワイヤーメッシュで撒いているので、その内側でも放牧できると思います。

松山委員：私の畑のところのメッシュは、大きな松の木が腐れて倒れています。

松口会長：私の畑も3ヶ所メッシュの上に、松の木が倒れていてチェーンソーで切りました。5・6年前の松毛虫でダメになった松の木が倒れています。

松山委員： 松の木がワイヤーメッシュの上に倒れているから、イノシシも出たり入ったりしていると思います。

下山委員：パトロールはしているのですか。

松山委員：していないと思います。

松口会長：先日吹いた風で、あちらこちら倒れています。

松山委員：唐見崎線の松の木は、ずっと枯れています。

松口会長：小値賀全島で100本とは言わないのではないですか。

近藤良治委員：愛宕山は、南側から見たら結構枯れています。

辻委員：納島でも50本ぐらいあります。

近藤良治委員：離れていても、すぐわかります。

辻委員：本城岳から唐見崎までも酷いです。

吉永委員：2・3日までは何もなかったのに、すぐ枯れます。

松山委員：唐見崎に行くところは、干ばつで水が足りなくて色が変わったかと思いました。

前田委員：空中散布が効いていないのですか。

下山委員：松くい虫は、全体に木が衰えるので、葉の枯れ方も全体に萎れていくのではないのですか。

松口会長：中からするので、枯れてしまいます。

事務局長：葉が食べられるわけではありません。

前田委員：松毛虫はびっくりするような大きさです。

下山委員：前方の方が多いです。中村も多いです。

事務局長： 時期もあります。みなさんの地区の中でも、畑の角に一本だけある松や、家の裏の広葉樹林の中に一本だけある松がありますよね。そういうのは、防風林としての機能はそんなにな

いのではないかと思います。実際は、作業が追いつかないです。空中散布、地上散布、衛生伐にしてもです。管理できる範囲に、極力、切っても支障がない松は積極的に切るようなことを考えないといけないと思います。

下山委員：一本立っていても、一本切ったおかげで風当たりが悪くなったということもあります。

事務局長：そういうことも考えないといけないです。

下山委員：それは、近隣の人の話を聞いてからの方がいいと思います。

事務局長：それは、もちろんです。地上散布をする時も、畑にある一本なども、無視して通ろうとか思うのですが見た目元気ですし、それに虫なり付いてそれが広がると思えばせざるを得ないです。

土川委員：切った松をそのまましているところがあるのですが、片づけないのですか。

事務局長：片づけるように指導はしています。私たちも見つけ次第言っています。

土川委員：長崎鼻はすごいです。

松口会長：松毛虫でダメになった松は、片づけられないようになっています。松くい虫の方は虫がいるので、焼却しないといけないです。

土川委員：一ヶ所ではなく、何ヶ所も置いています。

松口会長：本数も多いので、片づけきれいでないと思います。

神崎書記：松毛虫の木は、契約上チップーにしないといけないとなっています。

事務局長：いずれにしろ、きちんと処理しないといけないようになります。見つけ次第、言うようにしています。

土川委員：長目でも、見えるのですからね。

松口会長：今、基盤整備された法面があるところの松がある程度大きくなってくれば、今の雨の状態が酷くなって台風が通った時、揺さぶったら土羽ごと倒れる可能性があります。出来るだけ、法面に立っている松の木は極力切ってもらった方がいいと思います。

下山委員：浜津の例を言ったら、下水道のことで配管をするということで、前目の方で切ったりしています。その下は、牛の種付け場所になっているのですが、そこを一本切られただけで吹

く風が当たるようになったと、近辺の人が言っていました。

事務局長： 切っても支障がない松は、地区に相談してピックアップしてもらい、それは積極的に切っていくというふうにしたいと思います。

下山委員： その時の会長が言っていたのですが、そういうのは工事にさせようかと言っていたので、町に任せてもらわないといけないと言っていました。

事務局長： 町長からも議会からも言われるのですが、空中散布、地上散布だけではなく、地上散布も松の天辺までとどかなくなっています。ある程度、自分たちが管理できる範囲に収められるものは収められる時期に来ているのではないかと思います。枝も張ってきて、農道上も支障があるとか、畑に松葉が落ちてきて始末が終えないと聞きます。

下山委員： 地上散布の液のかかり方を見たら、上までとどいていません。

事務局長： かからない限り、毛虫も死にません。

下山委員： 枝も広がっていますので、散布している人を見てもそこまでとどいていません。

前田委員： 上までとどきさえすれば、いいのですが。

下山委員： 風で流されています。

前田委員： 風がない時を見計らって散布しているのではないですか。

下山委員： 空中散布して、すぐに土日で地上散布して、その時に風があろうがなかろうが散布しています。

事務局長： 時期があります。2週間以内に2回しないといけないとか、薬効のためにも期間が定められていたり、その間にやらなければいけません。

その辺はまだ具体化はしていませんが、これから総合的な保全対策というのを考えていきたいと思っています。その時はご意見をいただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

松口会長： 他にありませんか。

大久保委員： 今、ヒコバエがものすごく発生しています。イノシシも食べています。どこの地区も対策していないみたいですが、どうでしょうか。酷いところは、多く発生しています。

事務局長： 7・8月に農家地区を回らせていただきましたが・・・

大久保委員：全然、効果なしです。ヒコバエの件はもう少し徹底的にしてほしいです。

事務局長：巡回して見えるわけですので、言うことは可能だと思います。

前田委員： 活動記録簿にも書いたのですが、イノシシの数が非常に増えたと思います。中村は足跡から部落全域についています。

松口会長：去年まではないですが、今年は、小さい足跡がたくさんあります。

松山委員：歯医者から上がったところの芋畑もイノシシにやられています。

前田委員：罾にかかっているウリボウを見ると、大きくなっています。島はどうかわかりませんが。

事務局長：納島はいなくなっています。

神崎書記：今年は4月から6 1頭捕獲されております。去年よりも倍のペースです。

大久保委員：小値賀はエサが豊富にあります。

吉永委員：箱罾に、2頭いっぺんにかかっています。

前田委員：犬を入れたらいいのではないのですか。

松口会長：犬は訓練している方が、何かあった時に責任取れないです。

事務局長：犬の話は猟友会の中でもしているのですが、なかなか飼ってくれる人がいないです。

松口会長： ワイヤメッシュの張り方も、畑の際に張っているのはいいのですが、山の中に張っているのは、山と畑の間にイノシシが隠れ場所を作っています。

大久保委員： あまり、集落の際に張ると人間慣れしてしまってダメになるので、少し離さなければいけません。毎回整備しないと、意味がありません。

前田委員： 田の周りに張っている線も張って何もしないうちに、竹の笹など電線にかかったりしています。

松口会長： まとまったところの新田は町が貸出している電牧で間に合いますが、離れているところは、自分で守っていかなければなかなか出来ませんので、今年も助成金を出して電牧を買う人に出していくと思いますので、2・3台買う時は補助で買えます。

大久保委員：被害に遭った後放置する人がいます。あれは、ますます増えます。

松口会長：メッシュでは、どうしようもない状況になるのであとは自分たちで電牧を使って守っていかないとはいけません。

神崎書記：ヒコバエの件は、産業振興課の方に話したいと思います。

大久保委員：芋が被害に遭った後の処理をきちんとやらないと、それがエサになります。

松口会長：他にありませんか。

神崎書記：松永さんが辞められましたが、農協からの牛市の結果などの報告は事務局が聞いてみなさんにお伝えしたらいいでしょうか。

松山委員：総会がある時に、資料を農協にお願いしてそれを配布すればいいと思います。

神崎書記：この件は、支店長と話したいと思います。

松口会長：10月の日程はいつがよろしいでしょうか。10月31日月曜日はどうでしょうか。

全委員：いいです。

松口会長：共済からは、何かありませんか。

吉永委員：ありません。

松口会長：土地改良区からは何かありませんか。

筒井委員：ありません。

松口会長：何もなければ、これで総会を終わります。ありがとうございました。

議 長 会 長 _____ 印

会議録署名人 7 番委員 _____ 印

会議録署名人 8 番委員 _____ 印